

27建指第667号

平成28年1月6日

関係団体の長 殿

建設部 建築局長
(公印省略)

碧南市及び犬山市における開発許可等の事務について（通知）

本県の建築開発行政の推進につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年12月22日に愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（平成27年条例第57号、平成28年4月1日施行）が公布され、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から碧南市及び犬山市へ移譲されることとなりました。

これにより、碧南市及び犬山市の区域に関する許可等については、平成28年4月1日より碧南市及び犬山市が行うこととなります。

つきましては、貴団体会員の皆様にこの旨周知していただきますようお願いいたします。

担 当 建築指導課開発グループ

電 話 052-954-6588

【お知らせ】

碧南市及び犬山市内の都市計画法の開発許可等が 愛知県から碧南市及び犬山市に移ります。

施行日:平成28年4月1日

○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例(平成27年愛知県条例第57号、平成27年12月22日公布、平成28年4月1日施行)により、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から碧南市及び犬山市へ移譲されます。

碧南市及び犬山市へ権限移譲される主な事務(都市計画法関係)

開発行為の許可(法第 29 条)、開発行為変更の許可(法第 35 条の 2)、工事完了の検査(法第 36 条)、建築制限等の解除の承認(法第 37 条)、開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理(法第 38 条)、予定建築物以外の建築等許可(法第 42 条)、建築物等の許可(法第 43 条)、地位の承継届の受理・承継の承認(法第 44 条・法第 45 条)、開発登録簿への登録・写しの交付(法第 47 条)など

○建築基準法(建築確認審査業務を除く)、建設リサイクル法(建築物)^注等に関する審査業務は、これまでどおり各建設事務所建築課で行います。

注)建設リサイクル法の届出(土木工事)は、所管の建設事務所維持管理課で受け付けています。

○建築確認審査業務は、これまでどおり本庁建築指導課(東大手庁舎)で行います。

○建築基準法に係る申請書・届出の受付及び確認済証、許認可通知書等の交付は、これまでどおり市町村の窓口で行います。

【お問い合わせ】

愛知県建設部建築局建築指導課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【電話】052-954-6588 【FAX】052-951-0840

愛知県尾張建設事務所建築課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸二丁目6番1号

【電話】052-961-1435 【FAX】052-961-7870

愛知県西三河建設事務所建築課

〒444-0860 岡崎市明大寺町1番4号

【電話】0564-27-2734 【FAX】0564-23-4619

碧南市建設部建築課

〒447-8601 碧南市松本町28番地

【電話】0566-41-3311 【FAX】0566-46-9456

犬山市都市整備部都市計画建築課

(平成28年4月1日からは、都市計画課)

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

【電話】0568-44-0331 【FAX】0568-44-0366